

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14-062	2014/08/02	2016/06/24	石油ふろがま	栃木県	右記参照	〃	(火災)当該製品のタイマーをセットした後、当該製品を焼損する火災が発生した。	○事故当時、浴槽の排水栓が抜かれた状態であった。○当該製品の循環ゴムホースは、上下とも焼損が著しく焼け落ちていた。○基板のIC(浴槽内の水検知判定などを行う)が破損し、電源回路のバリスターにも破損が認められた。○バーナー本体は、ふろがまとの接触部に焼損が認められたが、内部の電気部品や燃焼器に焼損は認められなかった。 ●当該製品の空だき防止装置が故障していたため、空だき時に過熱して出火したものと考えられる。空だき防止装置が故障した原因は、基板のバリスターが破損していたことから、落雷など外部からの要因で基板に過電圧が加わり、ICが故障したものと推定される。	使用期間:不明(バーナーの製造年月から約11年6か月と推定)。8月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G14-061	2014/11/05	2016/06/24	石油ストーブ(開放式)	熊本県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の炎筒内部や芯調節器後部にススが付着し、また燃焼筒下部の一部及び芯案内筒上部の一部が熱変色していた。○樹脂製の電池ボックス部は溶融・焼損し原形を留めておらず、電池ボックス近くの芯調節器にある空気取り入れ穴にススが付着していた。○当該製品を点火させたところ、正常に燃焼することを確認した。○燃焼筒をずらした状態で再現試験を実施したが、芯調節器にある空気取り入れ穴にススは付着しなかった。 ●事故発生時の当該製品の状況が再現しないことから、事故原因の特定には至らなかったが、事故発生後も当該製品は正常に燃焼できる状態であることから、製品に起因しない事故であると推定される。	
B1G14-060	2014/11/12	2016/06/24	石油ストーブ(開放式)	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品に灯油を入れて点火棒で点火し、2時間ほど使用したところ、天板付近から10cmの炎が上がり、側面からも炎が吹き出した。○当該製品は、全体的に焼損していた。○給油タンク、固定タンク、燃焼筒、吸気口に異常は認められなかった。○誤給油による異常燃焼、不完全燃焼による吹き返し、可燃物の接触や落下、使用中の給油による引火による出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、事故前までは正常に稼働していた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-059	2014/11/18	2016/06/24	石油こんろ	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の芯の先端が固くなり、芯が完全に消火位置まで下がらず、消火できない状態だった。○使用者は、消火しようとして当該製品の芯調節器に蚊取り線香皿を被せて放置した。○当該製品の芯調節器と蚊取り線香皿の間には隙間が認められた。 ●当該製品の芯が下がらず消火できなかったため、使用者が芯調節器に蚊取り線香皿を被せて放置して消火されずに残った火により、芯調節器が過熱して異常燃焼し、製品内部の灯油に引火したものと推定される。	
B1G14-058	2014/12/08	2016/06/24	石油ストーブ(開放式)	愛媛県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)建物2棟を全焼、1棟を一部焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品はベッド近くで使用され、使用者は、事故発生時就寝中であつた。○当該製品は全体的に著しく焼損し、天板の中央部に凹みが認められた。○芯や燃焼筒内部、芯案内筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○固定タンクや置台に油漏れの痕跡は認められなかった。○本体に収まっていたカートリッジタンクに、穴空きや変形等の異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品を使用中に、掛布団などが当該製品に接触するなどして着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	12月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1G14-057	2014/12/16	2016/06/24	石油ファンヒーター(開放式)	新潟県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、樹脂や外郭塗装などの可燃物は焼失していた。○灯油漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかった。○基板、配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故当時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14-056	2014/12/27	2016/06/24	石油ストーブ(開放式)	千葉県	右記参照	〃	(火災)当該製品を点火したところ、建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は全体が焼損し、変形が著しかった。○当該製品の不具合による出火の痕跡は認められていない。○点火の際にマッチを使用した。○当該製品は、今シーズン初めての使用。今シーズン購入した灯油を給油したが、暖かかったため使用していなかった。○燃焼筒には異常燃焼した際に見られる多量のススの付着は、内炎筒、外炎筒、放熱ネットいずれにも認められなかった。○異常燃焼の要因となる置台の芯案内筒の下方にホコリの堆積は認められなかった。 ●当該製品は、詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、出火の痕跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から35年以上経過した製品
B1G14-055	2014/12/29	2016/06/24	石油ストーブ(開放式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭は全体的に焼損が認められた。○燃焼筒にススの付着はなく、異常燃焼した痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクや油受け皿から、灯油が漏れた痕跡は認められなかった。○置台上に、ホコリ等の堆積はなく、マッチカス等の可燃物は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-054	2014/03/21	2015/10/09	油だき温水ボイラ	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が長期不在中に当該製品を低い設定温度で連続運転中、強い暴風雪が発生し、事故発生日は、記録的な積雪量であった。○当該製品の給排気筒トップは壁面から10cm程度しか離れておらず、給排気筒トップ周辺には、雪が吹き溜まっている状況が認められた。○給排気筒トップの給気側には雪が詰まっており、ほとんど閉塞している状況が認められた。○炎検出器や燃焼用送風機付近から炎が噴き出した痕跡が認められた。○熱交換器、消音室パッキン等に未燃灯油が染み込んでおり、燃焼室には多量の未燃灯油が認められた。 ●当該製品の給排気筒トップと壁との離隔距離が不足していたことや、事故発生日は記録的な積雪量であったことから、給気側が雪で閉塞して給気不足になり不完全燃焼を起こしたため、燃焼室に溜まった未燃灯油が異常燃焼し、燃焼用送付機等の給気側に炎が逆流して火災に至ったものと推定される。なお、工事説明書では、「給排気筒トップの両側は、可燃物から45cm以上の離す。」「積雪が多いときに給排気筒トップの周りが雪でふさがれない場所に設置する。」旨、記載されていた。	
B1G14-053	2014/10/27	2015/10/09	石油ファンヒーター(開放式)	長野県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂部品が焼失し、全体が焼損・変形していた。○使用者は、分解してファンを変形させ、枠天板を外して使用していた。○使用者は、運転を停止しないままカートリッジタンクに給油した際に、誤ってカートリッジタンクを倒して灯油をこぼし、口に銜えていたたばこを灯油がこぼれた場所に落とした。○当該製品の燃焼部に異常燃焼した形跡は認められなかった。○当該製品の電気系統には短絡は認められず、送油系統に油漏れの痕跡は認められなかった。○事故同等品を用い、使用者証言に基づき、事故状況を検証するために再現実験を行ったが、発火には至らなかった。 ●当該製品が出火に至ったメカニズムが不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-052	2014/11/08	2015/10/09	石油ファンヒーター(開放式)	滋賀県	右記参照	〃	(火災)当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○使用者が、朝に運転後放置し、昼頃再度運転スイッチを入れたところ、当該製品から出火し、当該製品とその周辺を焼損した。○送油経路、電気系統及び燃焼部の各部に異常は認められなかった。○油受け皿内部に緑色の残油があり、ガソリンに近似した成分が検出された。○灯油の保管場所と別の場所に、緑色のガソリン混合油が携行缶で保管されていた。 ●当該製品にガソリンを給油したため、給油タンク内の圧力が上がり、油受け皿より溢れたガソリンの揮発成分が再点火の際に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書や本体に、「ガソリン等の揮発性の高い油の使用禁止、使用燃料：灯油」の旨、警告表記されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14-051	2014/11/18	2015/10/09	石油ストーブ(密閉式)	北海道	右記参照	〃	(CO中毒、軽症1名)当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により1名が軽症を負った。	○使用者は、当該製品を使用中に気分が悪くなり、軽い一酸化炭素中毒が疑われたが、事故当時一緒にいた家族には異常はなかった。○当該製品の気密性や排ガス中の一酸化炭素濃度は、JIS基準を満たしていた。 ●使用者が一酸化炭素中毒になった原因の特定には至らなかったが、当該製品の気密性試験や排ガス中の一酸化炭素濃度に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-050	2014/12/06	2015/10/09	石油ストーブ(開放式)	熊本県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○使用者宅では、灯油の近くにガソリンを保管していた。○当該製品の焼損は著しかった。○当該製品の設置場所からガソリン成分が検出された。 ●当該製品にガソリンを誤給油したため、燃焼熱によりカートリッジタンクの内圧が上昇してガソリンが押し出され、油受け皿から溢れたガソリンに引火して、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリン使用禁止、ガソリンなど揮発性の高い油は絶対に使用しない。火災の原因になる」旨、記載されている。	
B1G14-049	2014/12/14	2015/10/09	石油ストーブ(開放式)	北海道	右記参照	〃	(火災、死亡2名)建物が全焼し、2名が死亡する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の外装パネルは変形し、全体的に著しい焼損が認められた。○油受皿、点火装置に異常は認められず、灯油漏れの痕跡も認められなかった。○芯は、耐震自動消火装置による消火位置まで下がっていた。○給油タンクは本体にセットされた状態で変形していたが、油量計は残存しており、ロ金等にも異常は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-048	2014/12/07	2015/10/09	石油こんろ	奈良県	右記参照	〃	(火災)事務所で当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○使用者が、17時頃当該製品に着火し、21時30分頃ヤカンに給水し、火力を小さくして外出しているときに火災が発生した。○事故前に当該製品を4.5時間、問題なく使用していた。○外観は全体の焼損が激しく、天板の2/3以上が焼失し大きく穴が開いていた。○燃焼筒にススの付着がなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○置台に「吹き返し現象」の痕跡は認められなかった。○同等品を用いたヤカンの空焼き燃焼試験により、輻射熱で油タンクが異常に温度上昇し引火する可能性は否定された。 ●当該製品は、詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡はなく、ヤカンを載せた連続運転でも灯油が大量に気化し引火する可能性は否定されたことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-047	2014/12/25	2015/10/09	石油ストーブ(開放式)	山形県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品の給油タンクを引き抜いたところ、ロ金が外れて灯油がこぼれ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品を消火し給油タンクを引き抜いたところ、ネジ式のロ金がストーブ本体に残ったまま給油タンク本体だけが出てきて、灯油が当該製品及び周辺にこぼれて出火した。○前回給油した際、給油タンクのロ金の脇から少量の灯油があふれ出ていたが、そのまま本体にセットした。○当該製品の給油タンクの本体、給油口、ロ金等に変形等の異常は認められなかった。○芯及び芯調整つまみの位置は、消火位置になっていた。 ●当該製品の給油タンクのロ金を、前回給油時に確実に締めずに本体へセットしたため、給油タンクを引き抜いた際にロ金が外れ、給油タンク内に残っていた灯油が本体に掛かり、燃焼筒や天板の余熱により出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油口ロ金は、確実に締める。ロ金を下にして、油漏れがないことを確かめる。ロ金を斜めに締めたりすると、簡単にロ金が外れて、火災の原因になる。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14- 046	2014/12/28	2015/10/09	石油ストーブ(開放式)	愛知県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭は、前面及び左側の焼損が強く、樹脂製つまみは焼失していた。○燃燒筒は、放熱コイル部分に多量のススが附着していたが、内炎筒にススの附着は無く、燃燒筒のセット位置がずれていた痕跡は認められなかった。○油受皿には、焼けた多量のホコリがあった。 ●当該製品の置台に多量のホコリが溜まっていたため、燃燒空氣が不足して異常燃焼が生じ、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「置台はいつもきれいに掃除して使用する。」旨、記載されている。	製造から25年以上経過した製品
B1G14- 045	2014/01/16	2015/10/08	石油ストーブ(開放式)	愛媛県	右記参照	〃	(火災、軽傷2名)建物を全焼する火災が発生し、2名が負傷した。現場に当該製品があった。	○当該製品は内部より外観の焼損が著しく、ほうろう製の天板には気泡が認められ、燃燒筒の耐熱ガラスは溶融していた。○固定タンクに穴開き等の油漏れの痕跡は認められず、カートリッジタンクは本体に収まっており、ワンタッチの口金は正常に閉められていた。○芯にタール等は附着しておらず、燃燒筒内部にも異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の出火時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14- 044	2014/02/02	2015/10/08	石油バーナー	山口県	右記参照	〃	(火災)当該製品をふろだきに使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部の部品や配線に異常は認められなかった。○電源コードに外部から延焼してできた溶融痕が認められた。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14- 043	2014/01/26	2015/10/08	石油ストーブ(開放式)	岡山県	右記参照	〃	(火災、重症1名、軽傷1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が重症、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	○使用者が当該製品のカートリッジタンクを給油後、本体にセットしようとした際に灯油がこぼれ、引火して火災が発生した。○カートリッジタンクは全体的に焼損し、樹脂製の油量計窓が焼失していた。また、給油フタ内部のパッキン類は焼失していたが、口金開閉スプリングや口金ロックスプリングに弾性力が残っていた。○固定タンクに穴あきは無く、燃燒筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは安全装置が作動した位置よりも下がっていた。 ●当該製品の本体及びカートリッジタンクに出火に至る異常が認められなかったことから、カートリッジタンクの口金が緩んでいたために本体にセットする際に灯油がこぼれ、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14- 042	2014/02/10	2015/10/08	石油ストーブ(開放式)	愛媛県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)建物2棟を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○当該製品に給油し、点火後約3時間して当該製品の周辺から火が出た。○当該製品の焼損は激しいものの、特に異常は認められなかった。○給油したポリタンクの中にはガソリンが残っていた。○灯油販売業者が、使用者のポリタンクに誤ってガソリンを給油して販売した。 ●当該製品は、灯油販売業者が誤って販売したガソリンを、使用者が給油して使用したため、異常燃焼して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14- 041	2014/01/27	2015/10/08	石油ファンヒーター	香川県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○使用者は、当該製品を消火せずに給油のためカートリッジタンクを持ち上げた際、口金が外れ灯油が付近に漏れた。○当該製品から離れた場所にカートリッジタンクは転がっており、その近くに外れた口金が落ちていたが、口金に変形は認められず、装着可能な状態であった。○当該製品の送油経路に油漏れはなく、燃燒部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から15年以上経過した製品

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14-040	2014/02/15	2015/10/08	石油ファンヒーター	石川県	右記参照	〃	(火災)当該製品に給油後、当該製品の運転を開始したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の油受け皿からガソリン成分が検出された。○カートリッジタンク内の燃料は灯油であった。○事故時の給油の際、運転停止後間もなく、当該製品の電源プラグが抜かれていた。 ●当該製品は、事故以前にガソリン成分が油受け皿に混入しており、事故時の給油の際に、停止後間もなく電源プラグを抜いたことで背面のファンが止まったために内部冷却が不十分となり、油受け皿に残ったガソリンの気化が促進されて製品内部に充満し、再点火した際の放電スパークによって引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-039	2014/02/16	2015/10/08	石油給湯機付ふろがま	青森県	右記参照	〃	(火災)異音が生じて停電したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品はスイッチを入れるとエラーが表示される状態であったが、再起動することにより継続して使用されていた。○熱交換器に未燃灯油がたまっていた。○点火プラグとバーナー及び熱交換器フィンに多量のススが付着していた。○サイレンサー下部周辺の焼損が著しかった。 ●当該製品はスイッチを入れると不着火によるエラーが表示される状態であったが、再起動して使用を継続したため、起動時の点火動作によって蓄積された未燃灯油に引火して一気に燃焼し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「不着火のエラーが表示された際は販売店に連絡する」旨、記載されている。	・使用期間:約10年
B1G14-038	2014/03/09	2015/10/08	油だき温水ボイラ	北海道	右記参照	〃	(火災)工場で建物を半焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者は屋外の給排気筒トップ直近に落雪防止対策として木板を立てかけており、木板は給排気筒トップ位置より上方で焼損していた。○当該製品は全体が著しく焼損しており、燃焼部や給排気経路に多量のススが付着していた。○缶体やバーナーケースは著しく焼損していたが、炎漏れに至る割れや穴あきなどの異常は認められなかった。○給気ファンは著しく焼損しており、アルミ製フィンに偏溶融が認められ、ファンモーターの軸がほとんど回らない状態であった。○事故当時は排気等トップ周辺に数十cm程度の積雪があった。 ●当該製品の給排気筒トップ直近に遮蔽物を立てかけていたためにショートサイクルで燃焼不良となり、未燃灯油にバーナー炎が引火して残火が生じ、燃焼停止時に給気経路から逆火となって炎があふれ、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「給排気筒トップの閉そく危険、給排気筒トップのすぐ前に物を置かない、積雪時には給排気筒トップの点検・除雪をする」旨、記載されている。	
B1G14-037	2014/01/15	2015/10/08	油だき温水ボイラ	群馬県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は床暖房用の熱源機として使用されており、ヘッダー(不凍液分配器)が取り付けられていた左側面ケースに焼損が認められた。○製品内部の熱交換器、バーナー、循環ポンプ、定油面器及び制御基板等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-036	2014/04/04	2015/10/08	石油給湯機付ふろがま	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品から出火し、当該製品及び周辺を汚損した。	○当該製品のエラー履歴には、保存できる直近3回とも事故当日に、「燃焼異常」エラーが記録されていた。○当該製品の外郭には、焼損などの異常が認められなかったが、熱交換器のフィンには多量のスス詰まりが認められた。○熱交換器下方のバーナー下部の灯油気化経路には、強い焼損の痕跡が認められた。○排気筒は、給排気筒トップに至るエルボ下方に過熱痕が認められ、排気筒内部には、全体的に薄いススの付着が認められた。 ●当該製品が異常燃焼を検知してエラー停止していたが、使用者がリセットを繰り返して使用を続けたため、異常燃焼が継続して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「繰り返し異常が表示される場合は、運転スイッチを切って、販売店に連絡する」旨、記載されている。	・使用期間:約16年

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14-035	2014/06/08	2015/10/08	石油ふろがま(薪兼用)	愛知県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品に接続されたスレート製煙突が貫通している屋根付近の焼損が著しかったが、当該製品の外観は、塗装やゴム製循環パイプの一部が焼けずに残っていた。○当該製品のバーナーは全体に焼損していたが、基板やファンモーター等に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に接続されたスレート製煙突は、貫通させた屋根の下近くで突き合わせ接続されていた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品に接続されたスレート製煙突を、貫通させた屋根の下近くで突き合わせ接続していたため、接続部から漏れた排気熱により、屋根の木製下地材が低温着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：約10年(煙突の使用期間は不明)
B1G14-034	2014/10/04	2015/10/08	石油ストーブ(開放式)	福島県	右記参照	〃	(火災)建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者は当該製品の上方に洗濯物を干して就寝した。○使用者は当該製品を消火した記憶はなかった。○当該製品付近からハンガー及び竿が発見された。 ●当該製品の上方に干していた洗濯物が、使用中の当該製品の上に落下して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「衣類が落下して火災の原因になるため、衣類等の乾燥に使用しない。就寝時には消火する。」旨、記載されている。	
B1G14-033	2014/01/03	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	茨城県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故の2時間半前に使用者の家族が当該製品の給油を行い、使用者が当該製品を点火してから約30後に、当該製品から「ボン」という音がして出火した。○使用者が毛布や水で消火しようとした際に、右足着衣に火が移って火傷を負った。○事故発生後、当該製品のタンク(5L)には1Lしか灯油が残っておらず、残っていた灯油に異常は認められなかった。○消火の際に使用した毛布は、灯油の臭いが強かったが、灯油が付着した経緯は特定できなかった。○当該製品の外装や前面ガードに変形や焼損は認められなかった。○前面ガードの下にあったポリプロピレン製の点火つまみが溶融していた。○給油タンク室内、固定タンクの油受、及び給油タンク本体に変形や焼損はなかった。○固定タンク底部にススの付着はなく、腐食もなかった。○燃焼筒の上部にススの付着が認められたが、筒内に異常燃焼の痕跡はなかった。○置台の上に埃が焼けずに残っており、置台に油が漏れた痕跡はなかった。 ●事故直前の給油状況の詳細や、消火作業時に毛布に灯油が付着した経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は点火つまみの溶融以外に異常が認められず、製品内部からの出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-032	2013/12/31	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	富山県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)理髪店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、同店経営者1名が病院に入院し、後日、死亡した。	○当該製品の背面床上で発見された燃焼筒は、著しいススの付着など異常燃焼の痕跡は認められなかった。○固定タンクに灯油漏れは認められなかった。○カートリッジタンクは本体にセットされており、給油口ふたは閉まっていた。○しんの高さは、調節範囲よりも火力をしばった位置であった。○使用者から事故状況の証言は得られなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-031	2013/12/23	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	広島県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)建物3棟を全焼、4棟を一部焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	○使用者が当該製品の燃焼筒に点火棒を差し込んで点火を行い、そのままにしておいたところ、約10分後に当該製品周辺から煙が出ていた。○当該製品は全体的に著しく焼損していた。○消防によれば、当該製品に不具合はなかった。 ●当該製品の燃焼筒に点火棒を差し込んで点火を行い、そのまま使用者がその場を離れたため、火災に至ったものと推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14-030	2013/12/23	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	大阪府	右記参照	〃	(火災、重傷1名)建物を半焼する火災が発生し、1名が負傷した。	○使用者が当該製品の着火の際、火のつきが悪く当該製品に力を加えたところ、当該製品の近くにあった灯油入りポリタンクに火がついた。○外観は全体に焼損しているが、当該製品の下部や右側の焼損は弱く、左側の内部や側面の焼けが強かった。○燃焼筒には異常燃焼の痕跡は見受けられなかった。○灯芯は正常な位置に下がり、先端にタールは全く、異常は認められなかった。○油受け皿(固定タンク)に漏れは認められなかった。○置台の溝や床面に接触している箇所にも過熱の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡はなく、当該製品に火をつけようとした際に、何らかの原因で当該製品周辺にこぼれた灯油に着火して燃え広がると、外部からの燃焼により当該製品を焼損したものと推定される。	
B1G14-029	2014/01/11	2015/10/06	石油給湯機付ふろがま	栃木県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品は約22年前に製造されたもので、事故の2〜3年前に追いつき運転の着火不良があったため修理を依頼したが、部品が入手出来ず修理不能で、使用者は、修理業者から追いつきは使用しないと言われていた。○使用者は、事故前に浴槽に湯張りをしたが水だったため、タイマーをセットし追いつき運転にしたが、当該製品の排気トップから白煙が出ていたので、タイマーを切って追いつきを停止し、浴槽の水を抜いた。○当該製品は、追いつき用の循環ホースの上側が焼損し、下側は本体側で部分的に焼損していた。○当該製品の追いつき用の燃焼室内は底部や熱交換器部に多量のスス付着と堆積が認められ、底部断熱材とバーナロバッキンに、灯油の浸み込みが認められた。 ●当該製品は、修理業者より不具合があり使用しないと言われていた追いつき機能を使用したことから、着火不良や不完全燃焼により生じた未燃灯油に着火し、追いつき運転停止後も燃え続けている状態で、浴槽の水を抜いたため空き状態になり、循環ホースが過熱、焼損し出火したものと推定される。	・使用期間：不明(製造年月から約22年と推定)
B1G14-028	2014/01/06	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	新潟県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中に、給油しようとしてカートリッジタンクを引き抜いたところ、カートリッジタンクのネジ式口金が外れ、こぼれた灯油が当該製品にかかって出火した。○カートリッジタンクのネジ式口金に異常は認められなかった。○当該製品は、約26年前に製造された製品で、給油時自動消火装置は付いていなかった。 ●当該製品を消火せずに給油しようとしてカートリッジタンクを引き抜いた際、カートリッジタンクの口金が十分に締め付けられていなかったため口金が外れ、こぼれた灯油が当該製品にかかり、火災に至ったものと推定される。なお、本体表示及び取扱説明書には、「給油は、必ず消火してから行う。口金は、確実に締める。」旨、記載されている。	製造から25年以上経過した製品。
B1G14-027	2014/01/05	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	埼玉県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)建物を半焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品は事故時に運転していたかは不明であった。○出火元は当該製品から離れた場所であった。 ●出火元は当該製品から離れていることから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14-026	2014/01/23	2015/10/06	石油ファンヒーター	兵庫県	右記参照	〃	(火災、軽傷2名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が負傷した。	○当該製品を使用中、使用者が当該製品の給油のため電源を切り、カートリッジタンクを抜いて当該製品の上に置き、当該製品の右側にポリタンクを置いて給油を行っていたところ、灯油がカートリッジタンクから溢れて当該製品にかかり発火した。○外観は焼損が激しかった。○バーナー部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○同等品の検証により、天板の上に灯油をこぼすと燃焼部周辺に浸入すること、消火直後に灯油が燃焼部周辺に入り込むと灯油が発火することが確認された。 ●使用者が消火後カートリッジタンクを抜いて当該製品の上に置き、給油中にカートリッジタンクから灯油が溢れ、溢れた灯油が当該製品の燃焼部周辺に入り込み、灯油が発火したと推定される。なお、取扱説明書には、「給油は必ず消火していることを確認して、ストーブの温度が充分に下がってから、他に火の気のない所で行う」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14-025	2014/01/28	2015/10/06	石油給湯機付ふろがま	福島県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の上面板の上には木板が載せられており、上面板及び木板とも左側に著しい焼損が認められた。○内部は、機器左上部の基板周辺に著しい焼損が認められたが、基板は原形を留めており、出火痕跡は認められなかった。○バーナー、熱交換器のフィンにスス等は付着しておらず、出火痕跡は認められなかった。○送油パイプ等に灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間：不明(製造年月から約7年9か月と推定)
B1G14-024	2014/02/13	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	福岡県	右記参照	〃	(火災)公民館で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の燃焼筒内部やガラス外筒内面にススの付着はみられず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受け皿は全体に焼損していたが、腐食による穴開き等はなく、灯油漏れの痕跡は認められなかった。○芯は、緊急消火位置まで下がった状態であった。 ●出火時の詳細な状況が不明のため、原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡等の異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から25年以上経過した製品
B1G14-023	2014/02/12	2015/10/06	石油給湯機	徳島県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭内側の断熱材は、内面より外面に著しい熱変色が認められた。○機器内部は、灯油の漏れ、出火の痕跡はなく、燃焼筒、排気筒、熱交換器及び送風ファンに、ススの付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○電源コード、内部配線、制御基板等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	・使用期間：約14年4か月
B1G14-022	2014/02/17	2015/10/06	石油ふろがま用バーナー(五右衛門風呂用)	岡山県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、燃料配管接続部付近の外郭に著しい焼損が認められた。○当該製品の燃料配管との接続部のナットに緩みが認められた。○使用期間は約2か月であった。 ●当該製品の燃料配管との接続部のナットが、施工不良により緩んでいたため灯油が漏れ、バーナーの炎が漏れた灯油に引火し出火したものと推定される。	
B1G14-021	2014/02/21	2015/10/06	石油給湯機	山口県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用後、異音と異臭が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、前面扉内部の電源コード、電磁ポンプ、制御基板等の電気部品に焼損が認められた。○電源コードは本体内部の途中で、他社製の電源コードと手よりで継ぎ足し接続されており、当該接続部を覆っていた絶縁物に発火した痕跡が認められた。○バーナー及び缶体には焼損はなく、缶体内の炉底材に油の染み込みは認められなかった。 ●当該製品の電源コードの継ぎ足し接続部が手より接続であったため、接触不良が進展し通電過熱が発生したか、又は通電発熱の繰り返しから周囲絶縁物が炭化シトラッキングにより出火し、周囲に延焼したものと推定される。	・使用期間：不明(製造期間から33～36年使用と推定)
B1G14-020	2014/02/22	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	宮崎県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が負傷した。現場に当該製品があった。	○当該製品は、燃焼筒の各部に多量のススの付着は認められず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○天板の下面の状況を観察した結果、反射板前面側(燃焼筒上方)にはススの付着はみられず、反射板の背面側にススの付着がみられたことから、燃焼筒付近で異常燃焼が発生したのではないと推定される。○油受け皿には、腐食による穴開き等はなく、灯油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは焼損しているものの、膨らむなどの変形は認められなかった。 ●出火当時の詳細な状況が不明であるため、原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡等の異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14- 019	2014/02/18	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品に給油した後、点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の消火装置が上下動できず働かないため、ふだんから消火時は燃焼筒を上げ、ぬれぞうきんを芯にかぶせて消火していた。○使用者は給油の際、タンクや床が灯油でぬれたままタンクをストーブに戻し、漏れた灯油を拭かず、ストーブに点火することを繰り返していた。また、置台は常に綿ごみにしみこんだ灯油でぬれており、余り目立つときは使用者が自分で拭いていた。○当該製品はふだんから点火してもしばらくくすぶっているような状態で不完全燃焼を繰り返していた。○当該製品のガラス筒にススが付着していた。○当該製品の芯にはタールが付着しており、芯の上部は高さが不ぞろいで荒れていた。 ●当該製品は芯にタールが付着し不完全燃焼を繰り返している上に、芯にぬれタオルを掛けて消火していたことで芯が変形し、内炎筒が芯をかみ込んだ、又は、点火時に燃焼筒が正しい位置に乗らなかったなどにより異常燃焼を起こし、置台にたまってた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「すずの発生、炎の状態など異常燃焼を起こしたときは使用しない、異常時使用禁止、こぼれた灯油はよく拭き取る」旨、記載されている。	
B1G14- 018	2014/03/09	2015/10/06	石油ファンヒーター	北海道	右記参照	〃	(火災、死亡1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品の外部は全体的に焼損しており、樹脂製部品は焼失していたが、バーナー部等にススは付着しておらず、異常燃焼した痕跡は認められなかった。○基板、送風機、電磁ポンプ等の電気部品に、溶融痕等の出火痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクのふたや本体の油受け皿から灯油が漏れた痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14- 017	2014/04/01	2015/10/06	石油ストーブ(半密閉式、床暖房機能付)	北海道	右記参照	〃	(火災)火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○本体上面、本体背面内部や置き台の焼損箇所樹脂製の溶融物が認められた。○当該製品の部品から出火した痕跡は認められなかった。○燃焼用送風経路にスス付着が認められ、送風機のアルミ製フィンが溶融脱落していたが、送風機の外部に異常は認められなかった。○火災後に使用者の樹脂製の運動器具がなくなっていた。 ●当該製品を使用中に、上面に樹脂製の可燃物を乗せたため可燃物が焼損溶融して当該製品の内部に流れ込み、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「可燃物との距離を離す」旨、記載されている。	
B1G14- 016	2014/03/28	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	鳥取県	右記参照	〃	(火災)当該製品の給油作業中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用中の当該製品を手動で消火し、給油後のカートリッジタンクを当該製品に装着する際、スムーズに装着できなかったため、カートリッジタンクを持ち上げたところ、灯油がこぼれ、芯の辺りから出火した。○当該製品の燃焼筒の外側にススが付着していたが、内側には付着しておらず異常燃焼の痕跡は認められなかった。○芯は、手動消火時の位置まで下がっていた。○給油時自動消火装置のスプリングが外れており、給油時自動消火が機能しない状態であった。○カートリッジタンクに変形、焼損はなく、ふたの開閉機構・部品は正常であり、半ロック状態になる等の異常は認められなかった。 ●当該製品のカートリッジタンクを給油後に装着する際、蓋が確実に閉まっていなかったため灯油が漏れ、消火直後の高温になっていた部位に漏れた灯油が触れて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油口はパチンと音がするまで強く押す。給油口の先端を指で持ち上げ開かないことを確かめる。給油口を下にして油漏れがないことを確かめる。給油口が確実に閉まっていなくて簡単に開いて、火災の原因になる。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14- 015	2014/04/08	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	広島県	右記参照	〃	(火災)当該製品を点火後、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、事故前日に当該製品に給油をした際、置台に灯油の漏れを確認したため、新聞紙で拭き取った。○固定タンクから灯油が漏れた形跡は認められなかった。○カートリッジタンクのねじ式の蓋は閉まっており、蓋に異常は認められなかった。○当該製品の内部に灯油が染み込み焼損した綿埃が認められ、燃焼筒下部及び固定灯油タンク上部には、マッチの燃えカスが多数認められた。 ●当該製品は、事故前日の給油の際にこぼれた灯油が、製品内部の綿埃に染み込んだ状態で、使用者が点火の際に使用したマッチの燃えカスを製品内部に捨てたため、綿埃に染み込んだ灯油に引火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常燃焼の原因になるため、マッチの燃えカスを中心に落とさない。」旨、記載されている。	製造から25年以上経過した製品
B1G14- 014	2014/04/03	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	兵庫県	右記参照	〃	(火災、死亡1名、重傷1名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が一酸化炭素中毒で死亡、1名が重傷を負った。当該製品の芯からガソリン成分が検出された。	○当該製品を居間で使用中、急にボンボンという音がして本体下部から黄色い炎が立ち上がり、家屋と倉庫を焼いた。○外観は、塗装の焼け、錆が見られ全体的に著しく焼損していた。○カートリッジタンクが膨らんでいた。○芯からガソリン成分が検出された。 ●当該製品にガソリンを誤給油したため、使用中の熱によりカートリッジタンクの内圧が上がリ、固定タンクから溢れたガソリンに燃焼筒の火が引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリン使用禁止」と記載されている。	
B1G14- 013	2014/05/13	2015/10/06	石油ストーブ(開放式)	京都府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品にぶつかり灯油が漏れ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が激しかったが、天板の裏及び燃焼筒には異常燃焼を示すようなスス付着の偏りは認められなかった。○しん調節つまみ(樹脂製)は存在が確認されず、しん調節軸(金属製)は消火の位置で下方方向に変形していた。○しん案内筒としん中心筒表面が腐食により固着し、しんの上下動作が困難な状態であった。○置台の吸気口付近に吹き返しなどによる発火の痕跡は認められなかった。○油受け皿及び給油タンクに油漏れに至るような著しい腐食は認められなかった。○給油タンクと油受け皿に残っていた液体から灯油は検出されず、液体は水であった。 ●詳細な使用状態が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、天板の裏や燃焼筒に異常燃焼の痕跡が無く、しんを上げて点火できる状況になかったこと及び燃える燃料がなかったこと等から、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14- 012	2014/02/19	2015/02/09	石油ファンヒーター	愛知県	火災		(火災)建物を半焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品を消火して4時間半後の火災であり、現場には電気ストーブと加湿器もあったが、電気ストーブと加湿器は焼損が著しく、回収されていなかった。○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品が焼失していたが、カートリッジタンクは装着され、蓋は閉まっていた。○基板は焼損していたが、基板付近から出火した痕跡は認められなかった。○気化器が焼損・溶融していたが、バーナー部分に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○使用していた灯油に異常は認められなかった。 ●当該製品は著しく焼損していたが、バーナー部に異常燃焼の痕跡はなく、燃焼状態ではなかったと考えられ、内部に出火した痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14- 011	2014/02/06	2015/02/10	石油ふるりがま	和歌山県	火災		(火災)当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の循環口の連結ゴムが燃えていた。○焼損していたのは循環口の連結ゴムだけで、その他の炉材などに焼損の痕跡はなく、外部から焼損した痕跡もなかった。○事故前日は、入浴後に浴槽の排水栓を抜いていた。○当該製品は正常に燃焼し、異常は確認されなかった。○タイムスイッチ及びその電気回路に異常は認められなかった。○家人の供述によれば、過去にも使用者が誤って当該製品のタイムスイッチを入れたことがあるとのことであった。 ●詳細な使用状況が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったことから、使用者が蛍光灯のスイッチを入れる際に誤って当該製品のタイムスイッチを入れたことで空だきになったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は空だき防止装置が搭載されていない機種であった。	・使用期間：不明(製造時期から約30年と推定)

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1G14- 010	2014/01/24	2015/02/11	石油ストーブ(開放式)	愛知県	火災	死亡1名	(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	○事故現場はビニール袋に入ったゴミが多量にあり、たばこの吸い殻も落ちており、当該製品の置台には焼損した布のようなものが堆積していた。○当該製品のカートリッジタンクは装着された状態で焼損し、燃焼筒に異常燃焼の痕跡はなく、芯は消火位置まで下がり、内部に出火の痕跡は認められなかった。○前面ガードには繊維が付着したような痕跡が認められた。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G14- 009	2014/12/12	2015/01/30	石油給湯器(屋外設置型)	愛知県	機器内部焼損	なし	機器内部焼損		
B1G14- 008	2008/04頃	2015/01/30	石油ファンヒーター	福井県	床を灯油で汚染	なし	当該製品を使用後約1ヶ月放置していたところ床に灯油漏れを発見した		
B1G14- 007	2014/03/13	2015/01/30	石油ファンヒーター	滋賀県	製品や製品周囲の可燃物(紙など)、床1.4m2を部分焼	なし	灯油が少なくなったので、カートリッジタンクに給油。その後製品に戻そうとしたが、灯油が製品にかかり製品や周囲の可燃物が焼損。		
B1G14- 006	2014/03/04	2015/01/30	石油ふろがま	山梨県	機器焼損、循環ホース焼損		外的要因によりタイマーのスイッチが入るなど運転する状態となり、空焚きとなった。		
B1G14- 005	2014/03/04	2015/01/30	石油ファンヒーター	愛媛県	4階建て店舗兼用住宅の1、2階を全焼	消火の際に当事者が火傷	給油停止中の製品上面にホリタンクを置き給油していたところ、カートリッジタンク下付近から出火		
B1G14- 003	2014/01/13	2015/01/30	石油ファンヒーター	京都府	4軒全半焼	なし	運転したまま給油し、キャップをせずにカートリッジタンクを運搬。製品前で転び、灯油をこぼして火災。		
B1G14- 002	2014/01/11	2015/01/30	石油ファンヒーター	東京都	室内焼損	なし	製品前方に口金フタをしっかり閉めない状態で置いたカートリッジタンクを倒し、その後製品を運転させると燃焼部に流入した灯油に引火し延焼		
B1G14- 001	2014/01/04	2015/01/30	石油ファンヒーター	静岡県	製品汚染	なし	温風吹出口から挿入された樹脂プレート(玩具)が、燃焼室上部で焼損		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故